

各務原市公営企業会計システム購入 仕様書

1. 契約件名

各務原市公営企業会計システム購入

2. 納入場所

各務原市三井東町 4 丁目 32 番地 水道事業庁舎

3. 納入期限

令和9年3月19日

4. 概要

上下水道事業の公営企業会計システム（以下「会計システム」と記載する）を更新する。

5. 導入範囲

(1) 要求範囲

- ① 会計システムの導入
- ② サーバ機器及び付帯装置の導入
- ③ データ移行
- ④ 導入支援
- ⑤ 運用支援・保守
- ⑥ その他システム構築に必要な作業

(2) システムの範囲

- ① 日次・月次・決算及び消費税に関する会計機能
- ② 当初、補正予算編成業務に関する機能
- ③ 固定資産に関する機能
- ④ 決算統計に関する機能
- ⑤ 企業債に関する機能
- ⑥ 工事台帳に関する機能
- ⑦ 経営分析に関する機能
- ⑧ 財政計画に関する機能
- ⑨ 料金システムリンクに関する機能
料金システムの提供元及び料金システムの名称
提供元：株式会社フューチャーイン
料金システムの名称：上下水道料金システム（W.ing）

6. 動作環境

(1) 方式

導入するシステムは、Web 方式とする。

利用するブラウザソフトは Microsoft Edge とする。

(2) ハードウェア（サーバ機器類）

受注者が用意すること。詳細は「8. ハードウェア（サーバ機器類）の仕様」に記載。

(3) クライアント機器

クライアント端末は既存の職員端末を利用する（想定台数50台）。また、クライアント端末全て同時に会計システムを利用できること。

< 既存職員端末の性能 >

◇OS	Windows10 Professional（64bit）以上
◇CPU	Intel Core i5-6200U 以上
◇メモリ	4GB以上
◇ハードウェア	500GB 以上
◇画面サイズ	15.6インチ以上
◇解像度	1366×768 または 1920×1080

(4) プリンタ機器

プリンタ機器は水道事業庁舎に既設のものを利用する。全てのプリンタ機器にて会計システムからの出力ができること。

(5) ネットワーク

既存のネットワーク上（LGWAN 系）で動作すること。なお、セキュリティ対策により庁内ネットワークから直接インターネット接続はできないため留意すること。

7. ソフトウェアの仕様

購入するソフトウェアは、操作が理解しやすく簡易化されており、上水道事業及び下水道事業を対象とした公営企業会計システムとする。

(1) セキュリティ対策

パスワード管理により部外者がシステムを容易に起動できない機能を有すること。

(2) 元号・消費税率変更対応

元号や消費税率の変更に対応したシステムであること。

(3) 機能要件

別紙 1「公営企業会計システム機能確認書」参照。

項目別に対応可否と対応に必要な費用を記載すること。

8. ハードウェア（サーバ機器類）の仕様

サーバ機器類は、会計システムに十分な速度を最優先に考慮の上、設置すること。

(1) 設置場所

機器の設置場所は、水道事業庁舎サーバ室とする。

(2) 導入機器

① 公営企業会計システム用サーバ 1台

※導入時、セットアップ作業は受注者が実施

- (ア) タイプ
 - ラックマウント型
- (イ) OS
 - Windows Server 2025
- (ウ) CPU
 - Xeon 2.40GHz silver 4C 同等もしくは以上
- (エ) HDD
 - 480GB SSD ×3(RAID5/6) 以上
- (オ) メモリ
 - 32GB 以上 *2 枚
- (カ) 無停電電源装置 (UPS) 1 台
 - 1500VA 以上
- (キ) その他
 - ・内蔵 DVD-ROM ドライブ
 - ・再セットアップ用媒体
 - ・スイッチ接続ケーブル
 - ・SQL Server Standard Edition 2025 ライセンス
 - ・SQL Device CAL 2025 ライセンス*50 セット

※導入時、OS のインストール、及び搬入設置作業のみ受注者が実施
- (3) セキュリティ対策
 - 不正プログラムの感染や不正侵入を防止する対策を講じること。
 - なお、その実装方法は提案書に具体的に記載すること。
- (4) 障害対応
 - バックアップに必要な機器と消耗品を設置し、自動バックアップを行うこと。また、停電時に会計システムを安全に停止できるだけの対策を施すこと。
- (5) 動作保証 (サーバ機器)
 - サーバ機器類導入後、5 年間の保証期間を設けることとし、この期間に生じた故障・トラブル等について、受注者は速やかに発注者の指示に基づき、修理・取替などの対応をすること (平日 (月～金) 5 年間オンサイト対応。) ただし、天災及び発注者が受注者の許可なくシステム改変を行った場合はこの限りではない。
- (6) セットアップ・ネットワーク接続
 - ① セットアップ
 - 受注者は、提案システムに必要なミドルウェアやライセンス等を含め、提案システムが安定稼動するよう必要な設定作業を実施すること。
 - ② ネットワーク接続
 - サーバ機器類のネットワーク接続は受注者が行うこと。ネットワークに関する設定については、各務原市総務部情報推進課及び既存システムベンダーである株式会社フューチャーインと協議を行い設定すること。また、既存職員端末とプリンタへの会計システム接続、動作確認も併せて行うこと。
 - ③ 必要物品

サーバラック、サーバスイッチ、ネットワーク機器等は、既存機器の流用を可とする。ただし、現在、各務原市水道事業庁舎にて使用している機器に限る。

仮移動期間に必要な物品（LAN ケーブル等のネットワーク機器等）は、受注者が用意すること。

④ その他

機器搬入時に発生した梱包材等は、受注者が処分すること。

9. データ移行

(1) 移行対象

① 上水道事業データ

<対象データ>

(ア) 予算・勘定科目データ

- ・平成 22 年度以降の全データを移行すること。
- ・予算科目約 750 件、会計科目約 1,000 件とし、積算すること。

(イ) 債務者・債権者データ

- ・データ件数は、約 5,300 件を対象として積算すること。
- ・下水道事業と一元運用できること。

(ロ) 予算額データ

- ・令和 8 年度当初予算額、令和 8 年度補正予算額を対象とする。

(ハ) 予算算出基礎データ

- ・令和 8 年度当初予算算出基礎、令和 8 年度補正予算算出基礎を対象とし、件数は科目件数をもとに想定し、積算すること。

(ニ) 決算額、会計残高データ

- ・令和 7 年度、令和 8 年度の決算額（細節単位）、及び会計残高。

(ホ) 未収金、未払金データ

- ・過年度未収金（納付書情報含む）と令和 7 年度未払金伝票を移行することとし、令和 8 年度にこれらを参照し、収入伝票と支払伝票が作成できること。

(ヘ) 帳票構成データ

- ・資金予算表、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、キャッシュフロー計算書の構成情報。

(ニ) 伝票データ

- ・過去伝票情報は、新システムにてすべての伝票データを参照及び複写することができ、複写した伝票データを利用して新規伝票を作成できること。

(ケ) 固定資産データ

- ・データ件数は、約 11,000 件を対象として積算すること。
管種口径別明細も含む。

(コ) 企業債データ

- ・データ件数は、約 70 件を対象として積算すること。

② 下水道事業データ

<対象データ>

- (ア) 予算・勘定科目データ
 - ・予算科目約 650 件、会計科目約 700 件とし、積算すること
 - (イ) 債務者・債権者データ
 - ・データ件数は、約 5,400 件を対象として積算すること。
 - ・上水道事業と一元運用できること。
 - (ウ) 予算額データ
 - ・令和 8 年度当初予算額、令和 8 年度補正予算額を対象とする。
 - (エ) 予算算出基礎データ
 - ・令和 8 年度当初予算算出基礎、令和 8 年度補正予算算出基礎を対象とし、件数は科目件数をもとに想定し、積算すること。
 - (オ) 決算額、会計残高データ
 - ・令和 7 年度、令和 8 年度の決算額（細節単位）、及び会計残高。
 - (カ) 未収金、未払金データ
 - ・過年度未収金（納付書情報含む）と令和 7 年度未払金伝票を移行することとし、令和 8 年度にこれらを参照し、収入伝票と支払伝票が作成できること。
 - (キ) 帳票構成データ
 - ・資金予算表、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、キャッシュフロー計算書の構成情報。
 - (ク) 伝票データ
 - ・過去伝票情報は、新システムにてすべての伝票データを参照及び複写することができ、複写した伝票データを利用して新規伝票を作成できること。
 - (ケ) 固定資産データ
 - ・データ件数は、約 1,900 件を対象として積算すること。
 - 管種口径別明細も含む。
 - (コ) 企業債データ
 - ・データ件数は、約 220 件を対象として積算すること。
- (2) 現行システムの提供元及び会計システムの名称
- 提供元：株式会社フューチャーイン
- 会計システムの名称：公営企業会計システム（AMAS）
- (3) 移行作業
- ① 受注者は、データ抽出作業の開始前に、必ず現行システム業者（株式会社フューチャーイン）と事前打ち合わせを実施し、確実にデータ移行を行うこと。
 - ② 当該データ移行に係る費用等については、受注者にて負担すること。
 - ③ システムで使用するコードマスタの登録作業については、受注者にて実施すること。
 - ④ システムへのデータ移行について、データ移行の確認作業や確認方法を定め、データ移行の漏れや変換誤り等の検証及びシステムでの動作検証を実施すること。
 - ⑤ データ移行に際し、本市職員による作業が少なくなるよう工夫を講じること。

(4) 次回更新時支援

会計システム導入後、発注者が会計システムの次回更新を行う際には、受注者は会計システムのデータ抽出、データ提供等の支援を行うこと。

10. 導入支援・検証

(1) 操作研修

システム操作マニュアルを作成するとともに、ユーザ向け操作研修を実施すること。

11. 提出物

受注者は、業務を遂行するにあたり、発注者が定める下記書類を期限までに提出するものとする。なお、提出期限は別途協議とする。

◇ 納入機器明細

◇ 業務実施計画書（スケジュール、課題管理、導入計画書、テスト計画書などを記載すること）

◇ 打合せ議事録

◇ システム操作マニュアル

◇ 業務実施報告書（データ移行報告書、導入結果報告書、テスト結果報告書、納品写真などを記載すること）

12. 運用支援・保守

(1) サポート体制

システムの操作方法や毎日の会計業務（経理の処理方法や実務内容など）の問い合わせに各種法に則った対応ができるように、システムに精通した者や公営企業会計の経理や実務に精通した者によるサポート体制があること。また、対応方法としては、電話・FAX・メール・訪問による対応がとれること。

(2) 保守対応

障害時における原因の切り分け作業（原因がハードウェアに起因するのかシステムに起因するのかを特定する作業）を実施すること。

ハードウェア保守は、障害発生時の問い合わせ対応を実施し、受注者よりメーカー保守員への連絡対応を実施すること。

システム保守は、システムの問い合わせ対応による保守と障害対応における訪問保守を実施すること。

＜保守作業時間帯＞

平日（月～金） 9:00 ～ 17:00

(3) 保守点検業務委託

本契約で購入したシステムについては、受注者による保守点検業務委託を行うこととする。また、運用支援・保守点検業務委託に係る費用等については別途業務委託契約を結ぶこととする。

13. 契約不適合責任

(1) 基本事項

契約不適合責任期間中に発注者が示した仕様書との不一致、または不具合が発見された場合、受注者は無償で是正措置を行うこととする。

(2) 契約不適合責任期間

検査後 1 年を契約不適合責任期間とする。ただし、定期的に行う処理で 1 年に 1 度しか行わない処理については、2 度目の処理迄を契約不適合責任期間とする。

(3) 契約不適合の判断

初回事務実施時に故障が発生した場合は、直ちに品質評価を行い、発注者と協議の上、品質評価結果に基づく品質改善策を実施すること。

(4) システム構築時の契約不適合判断

システムを新たに構築した場合においては、システム稼働の 3 ヶ月後に品質評価（総合テスト報告、初期稼働報告に対する評価）を行い、発注者との協議の結果により改善が必要と判断された場合は、品質評価結果に基づく品質改善策を実施すること。品質評価の内容については、発注者と受注者との協議の上、決定する。

14. 契約代金の支払い時期及び方法

契約金額の支払方法は一括後払いとする。物品の納入が完了した日から、10 日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払い請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

15. その他

本仕様書に定めがなく提案にない事項は、発注者と受注者との協議の上、決定する。

16. 特記事項

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

(2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。